

募集

ストック活用型 住宅セーフティネット 整備推進事業

国では、高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者（※1）の入居等を条件とした「ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の募集を行っています。

戸建住宅や共同住宅の空き住戸を有効活用するためのリフォームによる費用の一部を国が直接補助します。

◆対象となる住宅

補助対象となる住宅は、次全ての要件を満たすことが必要です。

- 一戸以上の空家があること（戸建て・共同住宅は問わない）
- 原則として空家の床面積が25m²以上であること。
- 改修工事後に賃貸住宅として管理すること。等

※違反建築物や都市計画施設の区域内（事業認可されている区域に限る）の建築物は対象外となります。

◆改修工事

対象となる改修工事は「耐震改修工事」「バリアフリー改修工事」または「省エネエネルギー改修工事」のいずれかを含む改修工事です。

工事種別	概要
耐震改修工事	現行の耐震基準に適合させる改修工事
バリアフリー改修工事	「手すりの設置」「段差の解消」「廊下幅等の拡張」「エレベータの設置」のいずれかの工事
省エネ改修工事	「窓の断熱改修」「外壁、屋根・天井または床の断熱改修」のいずれかの工事

※1 住宅確保要配慮者とは	
①子育て世帯 (同居者に18歳未満の方がいる世帯)	
②高齢者世帯 (60歳以上の方とその配偶者)	
③障害者世帯 (入居者または同居者に身体障害者、精神障害者がいる世帯)	
④所得が21万4000円を超えない方	

◆改修工事後の賃貸住宅の管理

改修工事を実施した賃貸住宅は、10年間は次の①から③等に従い管理することが必要です。

①リフォーム後の最初の入居者を住宅確保要配慮者とすること。（募集を開始してから3ヶ月以上上の間、入居者を確保できない場合は、その他の方を入居させることができます）

②住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと。

③地方公共団体または居住支援協議会から要請を受けた場合、優先的に入居させるよう努めること。等

◆補助額

補助事業の要件に該当する改修工事に要する費用の3分の1を補助します。

※空家の戸数×100万円を補助限度額とする。

◆応募者

少なくとも1件以上の事業を契約済みの賃貸住宅の賃貸人、賃貸住宅管理者、改修工事施工者など、本事業を的確に執行できる方。

◆応募期間

平成22年12月1日（水）から平成23年3月31日（木）まで（消印有効）

◆問い合わせ先

受付は、（月）から（金）（祝日、年末年始を除く）午前9時30分から午後5時30分まで。

ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室

（☎ 03-3818-1501）
〒113-0033

東京都文京区本郷4丁目2-5

M Aビル7階

URL [http://www.stock-safety-](http://www.stock-safety-net.jp/)